

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人について、原発事故当時糖尿病に罹患しており、定期的な通院及び継続的な投薬治療等が必要な状態であったにもかかわらず、着の身着のまま避難することとなり、糖尿病の治療薬を入手することも受診することもできなかったため、症状が悪化して平成23年4月に入院加療を要する状態に陥り、同年9月からは透析治療を開始するに至ったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額30万円）の増額分として15万円の賠償が認められるとともに、平成23年3月から平成30年3月まで、要介護、障害及び持病を理由とする月額6万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 過酷避難状況による精神的損害の増額（中間指針第五次追補第2の1、備考4）
金15万円
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成23年9月10日
2. 日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4指針I①、②、⑥）
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日
金255万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金270万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月15日

（仲介委員 白井 孝一）